

**令和3年度 静地公会第1号 静岡市公共交通幹線軸運行再編検討業務  
企画提案書作成要領**

静岡市地域公共交通会議が発注する『令和3年度 静地公会第1号 静岡市公共交通幹線軸運行再編検討業務（公募型プロポーザル）』に係る見積参加候補者の特定に係る企画提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この作成要領によるものとする。

- 1 委託業務名 令和3年度 静地公会第1号  
静岡市公共交通幹線軸運行再編検討業務
- 2 実施主体 静岡市地域公共交通会議

### 3 業務の目的

静岡市では、主要なバス路線の運行を民間事業者が行い、市民の移動を支えているが、人口減少によるバス利用者の減少などにより、路線バスの運行維持が一部困難な状況にある。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客の減少傾向が顕著であり、喫緊の課題となっている。

この状況に対し、市の財政的支援には限りがあるため、将来に渡り、市民の移動の足を確保し、路線バス運行を持続可能なものとするためには、ニーズを捉え、効率的な運行へ導くためのバス路線運行再編検討が必要である。

本業務は、現行の路線バス運行状況について、データを活用した分析を実施し、運行路線毎のカルテ（運行診断）の作成を行い、次年度以降の再編計画策定に向けて、バス路線運行再編方針案を作成することを目的とする。

### 4 業務内容等

#### (1) 業務概要

- ア 既存計画および社会状況の整理
- イ 運行データを活用した実態分析
- ウ 路線毎カルテの作成
- エ 路線運行再編に向けた方針案作成
- オ 法定協議会資料作成
- カ 報告書作成
- キ 打合せ協議

※詳細な業務内容については、別紙業務概要書を参照すること。

- (2) 業務実施期間 契約締結日より令和4年3月14日（月）まで
- (3) 契約上限額 12,000,000円（税込）
- (4) 成果品

成果品は次のとおりとし、その帰属は全て発注者のものとする。

①報告書・概要版 ……各2部（正1部、副1部）

②電子データ（CD-ROM等）……報告書に添付

※報告書、概要版の電子データのほか、作図等の元データを含むものとする。

③その他発注者が必要と判断した資料

## 5 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一つにする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 以下に示す、同種、又は、類似業務について、平成23年4月1日以降に完了した実績を有すること。但し、国の機関、地方自治体等の公共的団体が発注した業務を直接受注したものに限る。（設計共同企業体としての実績は認めない）
  - ・同種業務：路線バス再編検討業務（道路運送法第4条による許可を受け定期運行するバス路線について運行データ収集・分析等を行い、路線再編に係る方針案を作成する業務）
  - ・類似業務：交通計画策定に関連する業務（地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画等の地域公共交通に関する全体計画の策定業務）
- (8) 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには

選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「配置技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

- ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」）又はRCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有する者

## 6 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書及び見積書（企画提案書に記載する内容を踏まえたものとする）を提出すること。見積書は、契約上限額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、見積参加候補者を特定するための資料としても用いる。

なお、積算の参考とするため、見積参加候補者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

### (1) 提出期間

令和3年8月10日（火）午前8時30分から令和3年8月25日（水）の正午までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（郵送の場合は8月25日正午**必着**）

### (2) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市都市局都市計画部 交通政策課 企画係  
TEL：054-221-2266 FAX：054-221-1060  
E-mail：kotsu@city.shizuoka.lg.jp

### (3) 提出方法

上記提出先まで**持参または郵送**にて提出すること。

### (4) 提出資料・様式・提出部数

別表1を参照すること。

## 7 内容等についての質問及び回答

(1) 質問の受付は、**令和3年8月18日（水）正午（必着）**までとする。

(2) 質問の受付は、静岡市都市局都市計画部 交通政策課 企画係にて行う。

(3) 質問は、持参、郵送、電子メール又はFAXいずれの方法でも可とする。但し、電子メール及びFAXで送信する場合はその旨を電話で連絡すること。

(4) 質問文章には、回答を受ける方の会社名、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。

(5) 質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより行う。

## 8 ヒアリングについて

企画提案書提出後、内容について確認をするため、必要に応じてヒアリングを実施

する。

## 9 見積参加候補者の特定及び見積参加者の決定

- (1) 企画提案審査会において、審査基準（別紙2）に基づき、提出された企画提案書を審査及び評価し、評価点の合計（1,200点満点（240点×5名））で最も評価の高い点数を得た者を見積参加予定者として特定する。ただし、一審査員得点が配点基準の計（240点）の1/2（120点）に満たないもの、又は企画提案書の評価において、「業務の理解度」、「業務実施に際しての創造性と的確性」、「業務フロー及び工程計画の的確性」について、最低評価（0点）が1以上ある業者を特定しようとする場合は、企画提案審査会で協議し、特定しない場合もある。その場合は次点の者を見積参加予定者として特定する。
- (2) 評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加候補者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加候補者を特定する。
- (3) 企画提案審査会の審査結果については各提案者に文書で通知する。
- (4) 見積参加者は、審査結果を静岡市都市計画部委託業者等選定部会に諮り決定する。

## 10 失格条件

次のいずれかに該当する者は、見積参加候補者として特定しないものとする。

- (1) 虚偽の内容が記載された企画提案書を提出した者
- (2) 企画提案書を指定された方法以外の方法で提出した者
- (3) 提出期限内に企画提案書を提出しなかった者
- (4) 指定された様式及び企画提案書作成要領に適合しない企画提案書を提出した者
- (5) 指定された機会以外の機会に、企画提案審査会の委員に対し、企画提案書の審査に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者
- (6) 業務上限金額を越える見積金額を提示した者

## 11 契約条件等

- (1) 契約書の作成  
契約の締結にあたっては、別途契約書を作成する。
- (2) 契約保証金  
免除する。

## 12 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報した場合や捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文

書にて報告すること。

- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

### 13 その他

- (1) 提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置技術者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 本業務について、再委託は認めない。
- (4) 本業務の業務委託仕様書は、見積参加候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と見積参加候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成する場合がある。見積参加候補者との協議が整わず契約に至らなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。
- (5) 企画提案書等の作成、ヒアリング等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 委託契約及び業務の進め方については、見積参加候補者と別途協議する。
- (7) 参考資料について

企画提案書作成にあたり主な参考資料は以下のとおり。

- ①静岡市ホームページ

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/index.html>

- ②第3次静岡市総合計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\\_000004.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000004.html)

- ③静岡市総合交通計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/445\\_000031.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/445_000031.html)

- ④静岡市地域公共交通網形成計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/445\\_000090.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/445_000090.html)

- ⑤静岡市都市計画マスタープラン

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/299\\_000018.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000018.html)

- ⑥静岡市立地適正化計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/299\\_000040.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000040.html)

- ⑦静岡市バス交通計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_004686.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004686.html)

- ⑧静岡市自転車活用推進計画

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_006677\\_00002.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006677_00002.html)

⑨静岡型 MaaS 基幹事業実証プロジェクト

<https://s-maas.jp/>

⑩市内を運行する民間事業者のバス路線について

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_004645\\_00002.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004645_00002.html)

⑪平成 28 年度 静岡市地域公共交通網形成計画策定業務 報告書

⑫令和 2 年度 交委第 13 号 地域公共交通改善支援業務 業務報告書

⑬令和 2 年度 交委第 14 号 次世代生活交通支援方策検討業務 報告書

※⑪～⑬は、静岡市役所交通政策課にて閲覧可能とする。(データの貸与可)資料の閲覧、貸与を希望する場合は、事前に電話連絡すること。

(静岡市役所 新館 7 階 交通政策課 TEL : 054-221-1471)

(8) 企画提案書提出者が無しの場合には、見積参加候補者の特定を行わないこととし、改めて委託業者を選定するものとする。

(9) 審査結果については、情報公開請求することができるものとする。

別表1 (6.(4) 関係)

提出資料	様式	記載内容	留意事項	提出部数
ア. 参加表明書	様式1	必要事項を記入すること。	—	1部
イ. 会社概要	様式問わず	資本金・売上高・業務内容・研究員の数・過去3年の主な業務経歴等について記載する。	簡潔に記載すること。	1部
ウ. 企業の同種及び類似業務実績一覧	様式問わず	同種及び類似業務の業務名、業務概要、発注機関、履行期間、受注金額等について記載する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加に必要な要件を満たしていることが確認できるもの(テクリス・契約書写し等)を添付すること。</li> <li>簡潔に記載すること。</li> </ul>	1部
エ. 企画提案書	様式2	各種様式にて求められている内容について記載する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種様式に注意書きされた事項に留意し、記載すること。</li> <li>別紙「業務概要書」、「13その他(7)」に記載の参考資料等を参照し作成すること。</li> <li>各種様式に注意書きされた事項に留意し、記載すること。</li> <li><b><u>社名を特定できないように記載すること。</u></b></li> <li>極力簡潔に記載すること。</li> <li>適宜、図等を使い、伝えたい内容が的確に伝わるように努めること。</li> </ul>	7部
①業務実施体制	様式3			
②業務実施方針 業務の着眼点、 取組姿勢など	様式4			
③業務の企画設計	様式5			
④工程表	様式6			
⑤業務を補完するための対応可能な体制	様式7			
オ. 見積書	様式問わず	見積金額(税込)・内訳書・明細書	代表者印を押印すること。	1部
カ. 担当者の同種及び類似業務実績一覧	様式問わず	様式3に記載しきれなかった実績及び管理技術者・担当技術者以外の実績について記載すること。	簡潔に記載すること。	1部

別表2 (9. (1) 関係)

評価項目		評価基準	配点
管理技術者	資格要件 監理技術者の取得資格	配置技術者の取得資格について、以下の評価をする。 技術士：建設部門「都市及び地方計画」又は 総合技術管理部門「建設-都市及び地方計画」 RCCM：都市計画及び地方計画部門	20
	当該部門 従事期間	当該部門従事期間について、以下の2段階で評価する。 従事期間13年以上 従事期間8年以上 上記以外の場合は加点しない。	10
	専門技術力 同種業務の実績	業務実績について、以下の2段階で評価をする。過去10年以内、以下の同種、又は、類似業務の実績を有する。但し、国の機関、地方自治体等の公共的団体が発注した業務を直接受注したものに限る。(設計共同企業体としての実績は認めない) ○同種業務：路線バス再編検討業務(道路運送法第4条による許可を受け路線定期運行をするバス路線について運行データ収集・分析等を行い、路線再編に係る方針案を作成する業務) ○類似業務：交通計画策定に関連する業務(地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画等の地域公共交通に関する全体計画の策定業務) 上記以外の場合は加点しない。	20
	管理技術者の技術力と実施体制評価点計		
担当技術者	当該部門 従事期間	当該部門従事期間について、以下の2段階で評価する。 従事期間13年以上 従事期間8年以上 上記以外の場合は加点しない。	10
	専門技術力 同種業務の実績	業務実績について、以下の2段階で評価をする。過去10年以内、以下の同種、又は、類似業務の実績を有する。但し、国の機関、地方自治体等の公共的団体が発注した業務を直接受注したものに限る。(設計共同企業体としての実績は認めない) ○同種業務：路線バス再編検討業務(道路運送法第4条による許可を受け路線定期運行をするバス路線について運行データ収集・分析等を行い、路線再編に係る方針案を作成する業務) ○類似業務：交通計画策定に関連する業務(地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画等の地域公共交通に関する全体計画の策定業務) 上記以外の場合は加点しない。	20
	担当技術者の技術力と実施体制評価点計		
予定技術者の技術力と実施体制評価点計			80

評価項目	評価基準	配点
業務内容の理解度	業務実施方針について、当該業務の目的や理解度が高く、業務を実施するにあたっての課題に対する取り組みや実施方針の妥当性が高く、地域性を踏まえて具体的に示されているか (主に様式-4の「②業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく)	20
業務実施に際しての創造性と的確性	業務の着眼点・取り組み姿勢などで設定したテーマ①「ポストコロナにおけるニューノーマル(市民の行動変容)を踏まえた将来のバス需要の推移を見定め、カルテを作成するにあたって、重視する点や方策」について、独自の創意工夫がなされており、かつ、重視する視点とその検討方法等は的確かつ実現性が高いか (主に様式-4「②業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく)	60
	業務の着眼点・取り組み姿勢などで設定したテーマ②「今後の路線バス運行再編実施を見据え、実現性の高い計画立案をするにあたって、重視する点や方策」について、独自の創意工夫がなされており、かつ、重視する視点とその検討方法等は的確かつ実現性が高いか (主に様式-4「②業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく)	60
業務フロー及び工程計画の的確性	業務の企画設計について、業務実施手順を示す業務フローや業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い提案となっているか (主に様式-5「③業務の企画設計」、様式-6「④工程表」、様式-7「⑤業務を補完するための対応可能な体制」の記載に基づく)	20
企画提案書評価点計		160

総合得点	配点
	240